第１号様式（第１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（※１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者氏名

蜜蜂飼育届・飼育変更届

　　養蜂振興法第３条第１項又は第３項の規定により、次のとおり、（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

　１　　　　　年１月１日現在蜜蜂飼育状況

|  |  |
| --- | --- |
| 飼育場所（※２） | 飼育蜂群数 |
|  | （うち日本蜜蜂　　） |

２　　　　　年蜜蜂飼育計画（※３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飼育場所（※２） | 飼育予定最大計画蜂群数 | 飼育期間 |
|  | （うち日本蜜蜂　　） | １月　１日から　　月　　日まで |
|  | （うち日本蜜蜂　　） | １　月　　日から　　月　　日まで |
|  | （うち日本蜜蜂　　） | １　月　　日から　　月　　日まで |

３　個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

①　個人情報の利用目的：県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。

②　個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・　法令に基づく場合

　　　・　県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で蜜蜂飼育者その他の関係者及び市町村、他の都道府県その他の関係機関の協力が必要な場合

備考

　※１　電話番号は、常時連絡を取ることができる携帯電話等が望ましい。

　　※２　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

※３　飼育計画は、１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。